

第3期前橋市耐震改修促進計画

令和4年3月
令和8年3月 改定

前 橋 市

目次

はじめに	・・・	1
1 計画の背景	・・・	1
2 計画の目的	・・・	2
3 計画の位置づけ	・・・	2
4 計画の期間	・・・	3
5 対象とする建築物	・・・	3
第1章 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況	・・・	4
1 大地震における被害の状況	・・・	4
2 前橋市で想定される地震及び被害	・・・	6
第2章 前橋市における耐震化の現状	・・・	9
1 住宅・特定建築物の耐震化の現状	・・・	9
2 市有建築物の耐震化の現状	・・・	12
第3章 耐震化の目標及び取り組み方針	・・・	14
1 耐震化の目標設定	・・・	14
2 住宅・特定建築物における取り組み	・・・	15
3 耐震診断義務付け対象建築物における取り組み	・・・	17
4 市有建築物における取り組み	・・・	18
第4章 耐震化を促進するための総合的な施策	・・・	21
1 基本的な方針	・・・	21
2 耐震化の促進	・・・	22
3 耐震化に関する啓発、知識の普及	・・・	27
4 耐震化を促進するための支援策	・・・	29
5 総合的な安全対策に関する取り組み	・・・	32
6 所有者に対する指導等	・・・	34
7 その他、耐震改修等を促進するための事項	・・・	36
第5章 耐震診断及び耐震改修を促進する体制づくり	・・・	37
1 市・県・関係団体等との連携や役割分担	・・・	37
参 考	・・・	38
1 特定既存耐震不適格建築物の一覧	・・・	38
2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧	・・・	39
3 耐震改修促進計画に関する法律	・・・	40

はじめに

1 計画の背景

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災以降、各地で大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

国においては、平成 17 年 3 月の中央防災会議で「地震防災戦略」を決定し、東海地震及び東南海・南海地震の死者数や経済被害を半減させるため、10 年後における住宅・建築物の耐震化率を現状の 75%から 90%にすることを目標に掲げています。これを受け、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）は平成 17 年 11 月に改正され、翌年 1 月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第 184 号）が策定されました。

前橋市においては、平成 20 年 1 月に「前橋市耐震改修促進計画」を策定し、平成 21 年 5 月の富士見村との合併に伴う計画区域の拡大、さらに平成 24 年 3 月には「地震発生時に通行を確保すべき道路」の指定を行い、平成 29 年 2 月に「第 2 期前橋市耐震改修促進計画」を策定しました。

大地震		法改正	
発生日月	地震名称	施行日	改正内容
H7.1.17	阪神淡路大震災	H7.12.25	耐震改修促進法の施行
H16.10.23	新潟中越地震		
H17.3.20	福岡県西方沖地震	H17.3.30	中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減
		H17.6.10	住宅・建築物等の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%へ
H17.7.23	千葉県北西部地震		
H17.8.16	宮城県沖地震	H17.11.7	改正耐震改修促進法の公布
		H18.1.25	基本方針の公布
		H18.1.26	改正耐震改修促進法施行
		H19.1.25	群馬県耐震改修促進計画の策定
H19.3.25	能登半島地震		
H19.7.16	新潟中越沖地震	H20.1.25	前橋市耐震改修促進計画の策定
H23.3.11	東日本大震災		
H28.4.14	熊本地震	H29.2.28	第2期前橋市耐震改修促進計画の策定
H30.6.18	大阪府北部地震	R3.4.1	第2期前橋市耐震改修促進計画の期間延長
		R4.4.1	第3期前橋市耐震改修促進計画の策定

図 1：近年の大地震と法改正の流れ

2 計画の目的

本計画は、地震による建築物の被害軽減に向けて耐震化の促進に取り組み、市民の命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としています。

また、2015年に「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals)」が掲げられました。

本計画を通じて、SDGsの目標11「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のターゲット11.b「2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。」に寄与するため、耐震化の促進に取り組みます。

3 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定するもので、国の基本方針及び群馬県耐震改修促進計画を勘案し、市内で想定される地震の規模、被害状況及び市内の耐震化の現状を踏まえて具体的目標を定め、耐震化の促進に取り組む基本的な施策を定めます。

また、「第七次前橋市総合計画」(平成30～令和9年)の安全で安心して暮らせるまちづくり、防災対策の基本となる「前橋市地域防災計画」(平成30年6月修正)、都市計画の基本方針である「前橋市都市計画マスタープラン」(令和2～17年)、国土強靱化に関する施策を推進するための指針となる「前橋市国土強靱化地域計画」との整合を図ります。

【本計画の位置づけ】

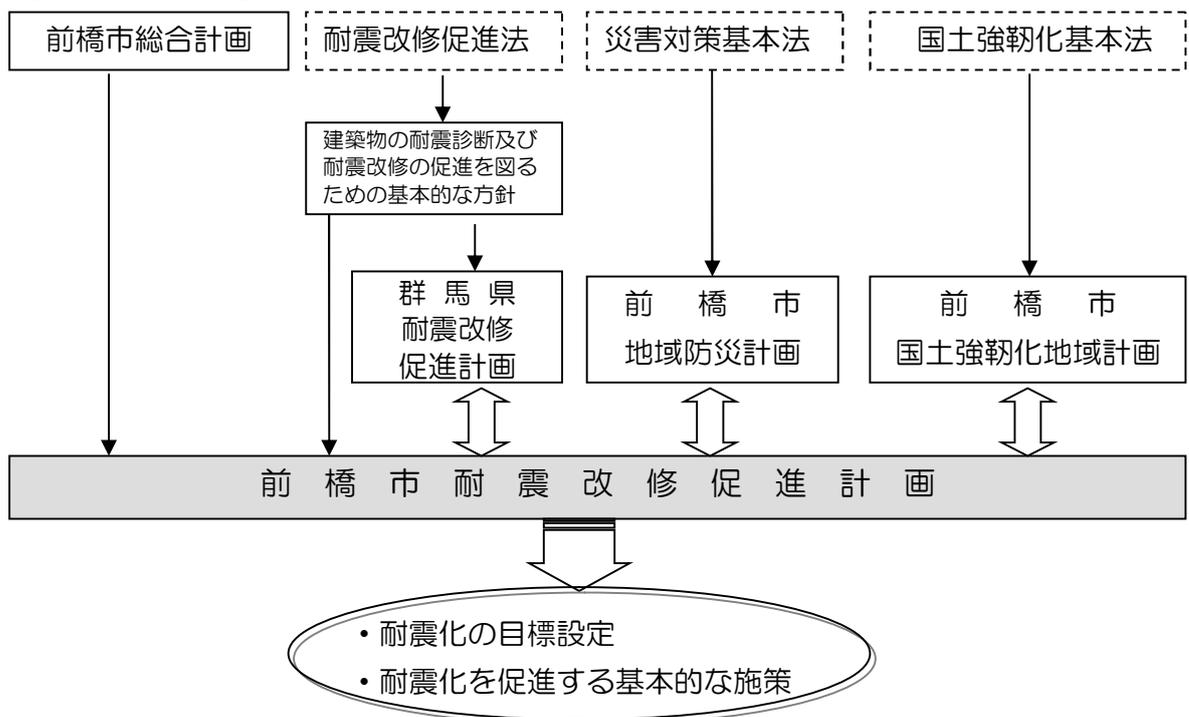


図2：本計画の位置づけ

4 計画の期間

国の定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針では建築物の耐震診断及び耐震改修の目標年を令和7年としています。

本計画は、第1期期間として平成20年度から平成27年度、第2期期間として平成28年度から令和3年度、第3期期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、定期的に事業進捗状況等の検証を行い、社会情勢や技術革新による状況の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

5 対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない（耐震強度が不足する）建築物を対象に耐震化を進めていきます。

なお、対象地域は前橋市全域とします。

表1：本計画で耐震化を促進する建築物

種類		内容	
住宅		市民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の被害の軽減という視点からも住宅の耐震化を促進します。	
特定既存耐震不適格建築物*		次に示す一定規模以上の建築物（詳細は参考資料 P38 参照）の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される建築物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物	公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの ※病院及び危険物を取り扱う貯蔵場、処理場は前橋市該当なし	
	要安全確認計画記載建築物	沿道建築物	・県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
		防災拠点	・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物 ※前橋市該当なし
市有建築物		市有建築物は、災害時の活動拠点、避難施設となることや多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

※特定既存耐震不適格建築物

P38の特定既存耐震不適格建築物一覧に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和56年5月31日以前に新築された建築物。

第1章 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

1 大地震における被害の状況

(1) 近年に発生した大規模な地震

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、マグニチュード7程度、最大震度6弱以上の大きな地震が各地で発生しており、住宅の倒壊など大きな被害が出ています。特に、近年では規模の大きな地震が多く、いつ大きな地震がおきてもおかしくない状況といえます。

表 1-1：近年に発生した大規模な地震

地震名	発生日	地震規模 (マグニチュード)	最大震度	人的被害	物的被害
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7.3	7	死：6,434 不：3	全壊：104,906棟 半壊：144,274棟など
新潟中越地震	平成16年10月23日	6.8	7	死：68 負：4,805	全壊：3,175棟 半壊：13,808棟など
福岡県西方沖地震	平成17年3月20日	7	6弱	死：1 負：1,087	全壊：133棟 半壊：244棟など
能登半島地震	平成19年3月25日	6.9	6弱	死：1 負：359	全壊：638棟 半壊：1,563棟など
新潟中越沖地震	平成19年7月16日	6.8	6強	死：14 負：2,345	全壊：1,244棟 半壊：5,250棟など
東日本大震災	平成23年3月11日	9	7	死：19,335 負：6,219	全壊：121,996棟 半壊：282,941棟など
熊本地震	平成28年4月14日～	7.3	7	死：211 負：2,746	全壊：104,906棟 半壊：144,274棟など
大阪府北部地震	平成30年6月18日	6.1	6弱	死：6 負：462	全壊：8,667棟 半壊：34,719棟など

気象庁ホームページ（『日本付近で発生した主な被害地震』）等から作成

(2) 大規模地震における死因

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具等の下敷きになって亡くなられた方が90%近くを占めていました。また、平成16年の新潟県中越地震では、死者数は少ないとはいえ、約20%（地震発生直後の要因に限ると30人のうち14人で約50%）の方が倒壊した家屋や家具等の下敷きとなり亡くなられています。

これは、耐震性のない住宅の倒壊により亡くなられる方の割合が多いことを示しています。

表 1-2 阪神・淡路大震災における死因（平成7年4月24日現在 警察庁調べ）

死因	死者数	
家屋・家具等の倒壊による圧迫死	4,831	87.8%
焼死及びその疑い	550	10.0%
その他	121	2.2%
死者数 計	5,502	100%

◇H18.5.19現在の総務省消防庁による死者数は6,434人

表 1-3 新潟県中越地震における死因（平成19年8月23日現在 新潟県資料から作成）

死因	死者数	
地震発生直後の要因		
家屋・家具等の倒壊による圧迫死	14	20.6%
地震によるショック	16	23.5%
疲労・ストレス等	22	32.4%
その他	16	23.5%
死者数 計	68	100%

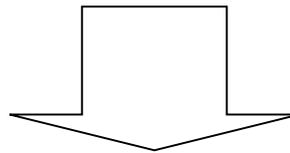
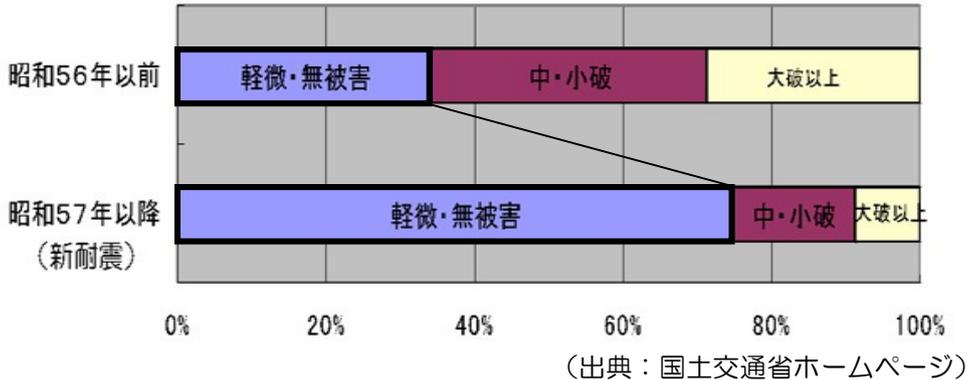
(3) 被害を受けた建築物

昭和 53 年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和 56 年に建築基準法が改正され、耐震基準*の抜本的な見直しが行われました。

阪神・淡路大震災では、昭和 56 年以前のもので「軽微・無被害」が全体の約 35%であるのに対し、昭和 57 年以降のものでは約 75%と、被害が大幅に減少しています。

このことから、昭和 56 年以前の旧耐震基準の建築物に対する耐震性の向上が求められています。

図 1-1：阪神淡路大震災での建物被害の状況



大地震から財産、生命を守るためには耐震化が効果的

大地震の発生を阻止することや予想することは、非常に難しいことです。しかし、大地震の発生による被害を軽減することは可能です。死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などは、住宅・建築物が倒壊することにより被害が大きくなるのがわかっています。

つまり、住宅・建築物が倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であるといえます。

耐震化を促進するためには、昭和 56 年以前の建築物の耐震性の向上が必要であり、まずは耐震診断を実施すること、そして耐震性が不足するものについて積極的に改修を進めることが必要です。

※耐震基準

昭和 53 年の宮城県沖地震後、耐震設計法が抜本的に見直され、現在の新耐震設計基準が昭和 56 年 6 月に施行されました。これを境に、昭和 56 年 5 月以前の基準を「旧耐震基準」、昭和 56 年 6 月以降の基準を「新耐震基準」という表現がされています。

2 前橋市で想定される地震及び被害

(1) 想定地震（前橋市地域防災計画より抜粋）

想定地震は、群馬県に大きな被害を与える可能性のある3つの地震、①関東平野北西縁断層帯主部による地震、②太田断層による地震、③片品川左岸断層による地震を対象に被害予測を行っています。前橋市における予測震度がもっとも大きいのは「関東平野北西縁断層帯主部による地震」となっています。

表 1-4：想定地震の緒元

断層名	上段深さ	長さ	走向	傾斜	幅	地震規模 (マグニチュード)
関東平野北西縁断層帯主部	5km	82km	121°	60° 北西傾斜	20km	8.1
太田断層	2km	24km	154.8°	45° 南西傾斜	18km	7.1
片品川左岸断層	2km	20km	16.8°	45° 東傾斜	18km	7

表 1-5 前橋市における予測震度

想定地震	予測震度
関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1)	5強～6強
太田断層による地震 (M7.1)	4～6弱
片品川左岸断層による地震 (M7.0)	4～5強

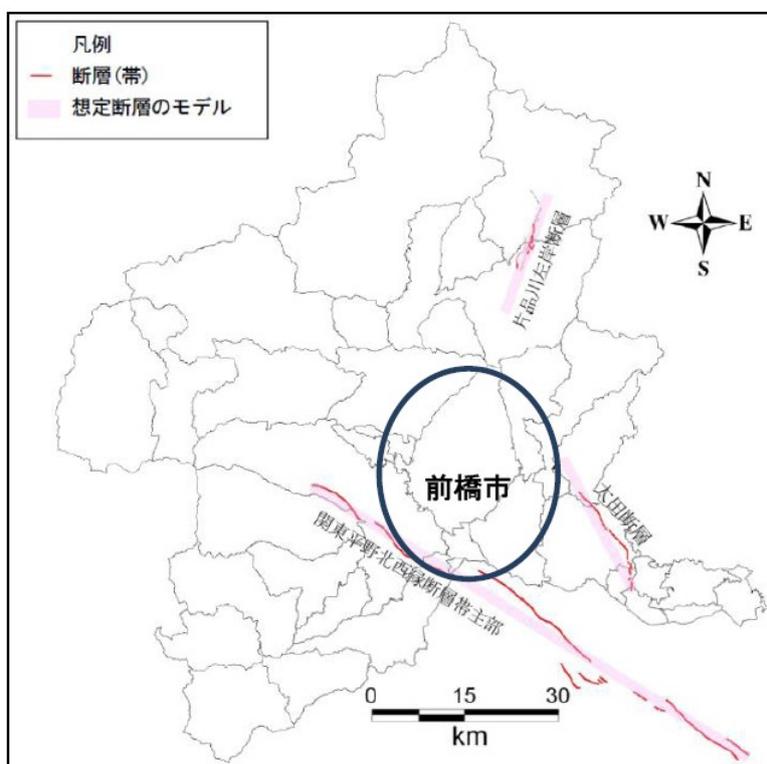


図 1-2：想定地震の震源位置

(2) 群馬県内の地震被害の履歴

1931年の西埼玉地震は、埼玉県荒川上流域を震源とする地震であり、1923年の関東大震災に比べて地震の規模はマグニチュード6.9と小さいものの、震源からの距離が近い前橋市をはじめ、県内のほとんどの市町村が強震（震度5）域に含まれ、多数の被害が発生しました。また、2004年10月の新潟県中越地震では、県内の最大震度は5弱でしたが、前橋市内は震度4で一部の家屋などに被害が発生しました。

表 1-6：県内の地震被害の一覧

発生日月	地震名（震源）	マグニチュード	震度	被害状況
1916.2.22 （大正5年）	・・・ （浅間山麓）	6.2	・・・	家屋全壊7戸、半壊3戸、 一部損壊109戸
1923.9.1 （大正12年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	前橋4	負傷者9人、 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸 （うち前橋市の被害状況） 負傷者5人 家屋全壊2戸、半壊3戸
1964.6.16 （昭和39年）	新潟地震 （新潟県沖）	7.5	前橋4	負傷者1人
1996.12.21 （平成8年）	茨城県南部地震 （茨城県南部）	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4 前橋3	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	高崎・沼田・北橋・片品5弱 前橋・富士見など4	負傷者6人、 家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 （平成19年）	新潟県中越沖地震 （新潟県中越）	6.8	沼田・渋川など4 前橋・高崎など3	人的被害等なし
2011.3.11 （平成23年）	東日本大震災 （三陸沖）	9.0	桐生6弱 前橋・高崎など5弱	死者1人、負傷者41人 家屋一部損壊17,246戸
2016.4.16 （平成23年）	熊本地震	7.3	前橋・高崎など1	・・・
2018.6.17 （平成30年）	群馬県南部の地震	6.1	渋川5弱 前橋・桐生・伊勢崎・沼田・吉岡・ 東吾妻4	・・・

（気象庁公表データ及び国土交通省災害情報等から作成）

(3)揺れによる建物被害(前橋市地域防災計画改訂業務計画策定前提条件の検討報告書より抜粋)

各想定地震の揺れによる前橋市市内の建物被害を下記表にまとめます。関東平野北西縁断層帯主部の地震による全壊あるいは半壊する建物棟数は、13,482 棟でもっとも多いとされます。

表 1-7：想定地震による建物被害

想定地震	全壊棟数	半壊棟数	合計
関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1)	1,578 棟	11,904 棟	13,482 棟
太田断層による地震 (M7.1)	115 棟	1,597 棟	1,712 棟
片品川左岸断層による地震 (M7.0)	0 棟	4 棟	4 棟

◇ここで想定した地震被害は、ある条件下における被害を科学的知見に基づいて想定した結果です。このため、必ずしも想定通りの地震やその被害が発生するとは限りません。実際に地震が発生した場合には、周囲の状況を正しく把握し、迅速で的確な行動を心がけましょう。

第2章 前橋市における耐震化の現状

1 住宅・特定建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

市内には約 16 万戸※¹の住宅があります。昭和 57 年以降の新耐震基準の住宅に、昭和 56 年以前の住宅で耐震性を満たしていると推測されるものを加えると現状は 82.5%となりますが、17.5%はまだ耐震化が図られていない状況です。

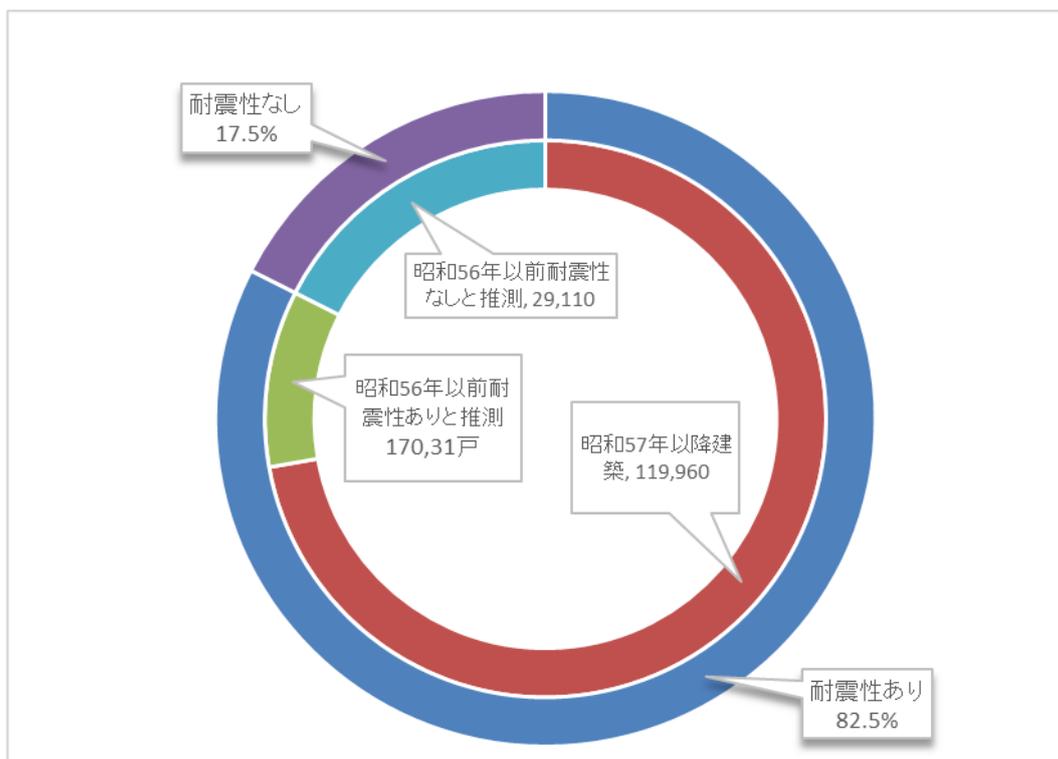


図 2-1：耐震化状況（R3.3.31 時点の推計値）

表 2-1：住宅の耐震化率推計値（R3.3.31 時点の推計値）

(単位：戸)

住宅総戸数	(a)	166,101
昭和 57 年以降の建築	(b)	119,960
昭和 56 年以前の建築	(c)	46,141
耐震性ありと推測されるもの※ ²	(d)	17,031
耐震性なしと推測されるもの	(e)	29,110
耐震化戸数	(f=b+d)	136,991
耐震化率	(g=f/a)	82.5%

※¹ R.3.3.1 時点資産税台帳登録の建物データより集計

※² 耐震性ありと推測される住宅の戸数は、昭和 56 年以前の建築で耐震性ありと診断されたものの比率(全国値：木造戸建 26.3%、その他共同住宅等 69.1%)により推計した。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物は、1,021 棟あります。昭和 57 年以降の新耐震基準の建築物に、昭和 56 年以前の建築物で耐震性のあるもの及び耐震改修により耐震性が確保されたものを加えると耐震化率は 90.6%となりますが、9.4%に相当する 96 棟の建築物で耐震化が図られていない状況です。

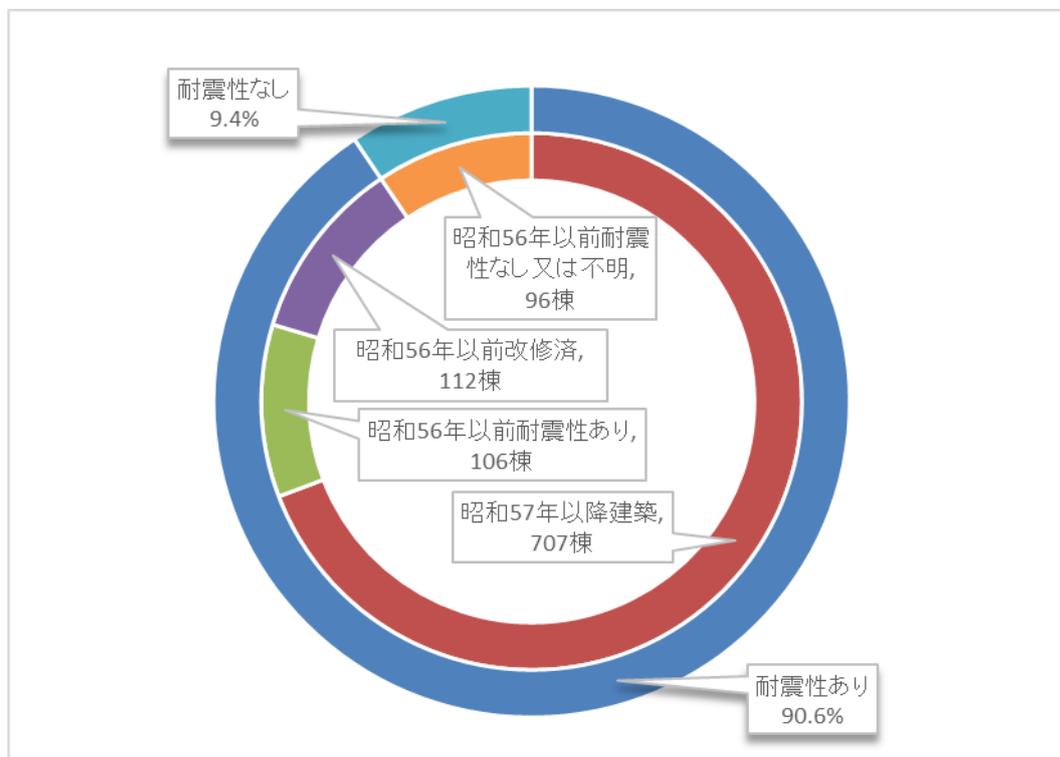


図 2-2：多数の者が利用する建築物の耐震化状況（R3.3.31 時点調査）

表 2-2：多数の者が利用する建築物の耐震化率（R3.3.31 時点調査）

（単位：棟）

特定建築物総戸数	(a)	1021
昭和 57 年以降の建築	(b)	707
昭和 56 年以前の建築	(c)	314
診断の結果耐震性あり	(d)	106
改修済(耐震性あり)	(e)	112
耐震性なし又は不明	(f)	96
耐震化戸数	(g=b+d+e)	925
耐震化率	(h=g/a)	90.6%

(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

耐震診断義務付け対象建築物は、市内に63棟あります。耐震診断の結果、耐震性があると判定されたものと耐震改修済のものを合わせると、耐震化率は52.4%となっており、依然47.6%が耐震性不明および、耐震改修未実施となっています。

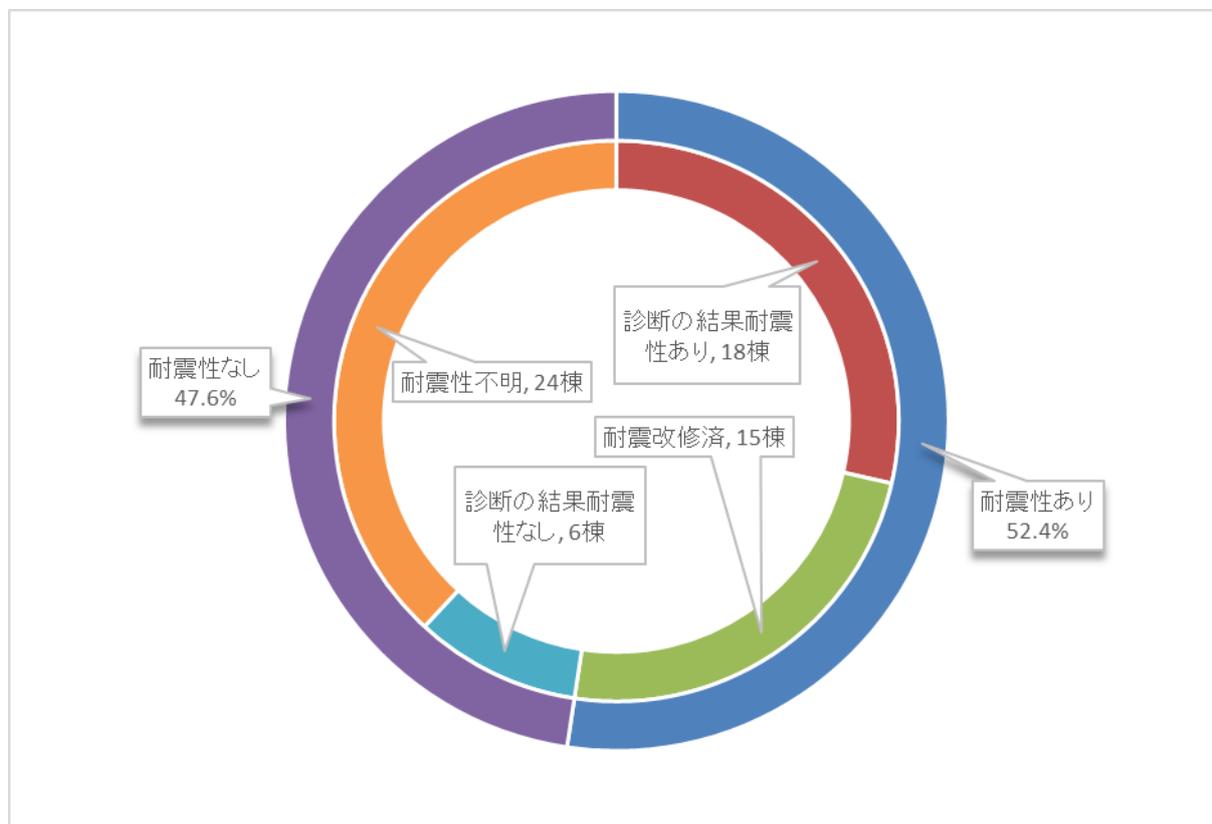


図 2-3：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況（R3.3.31 時点調査）

表 2-3：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R3.3.31 時点調査）

単位(棟)

		合計	要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第3条)	要安全確認計画 記載建築物 ^{※1} (法第7条)
耐震診断義務付け対象建築物総数		(a) 63	18	45
	診断の結果耐震性あり	(b) 18	3	15
	耐震改修済	(c) 15	13	2
	診断の結果耐震性なし(未改修)	(d) 6	2	4
	耐震性不明	(e) 24	0	24
耐震化棟数 (f=b+c)		33	16	17
耐震化率 (g=f/a)		52.4%	88.9%	37.8%

※1 防災拠点の該当がないため、沿道建築物のみ

2 市有建築物の耐震化の現状

市有建築物は、全体で 789 棟あります。昭和 56 年以前の建築物のうち 132 棟は耐震診断により耐震性が確認され、136 棟は耐震改修により耐震性が確保されているため、昭和 57 年以降の建築物 496 棟を合わせると耐震化率は 94.1%となりますが、3.2%に相当する 25 棟で耐震化が図られていません。

多数の者が利用する施設については、市有建築物 789 棟のうち 392 棟あります。特定建築物については耐震診断及び耐震改修を優先的に進めているため耐震化率は 99.0%となりますが、1.0%に相当する 4 棟で耐震化が図られていない状況です。

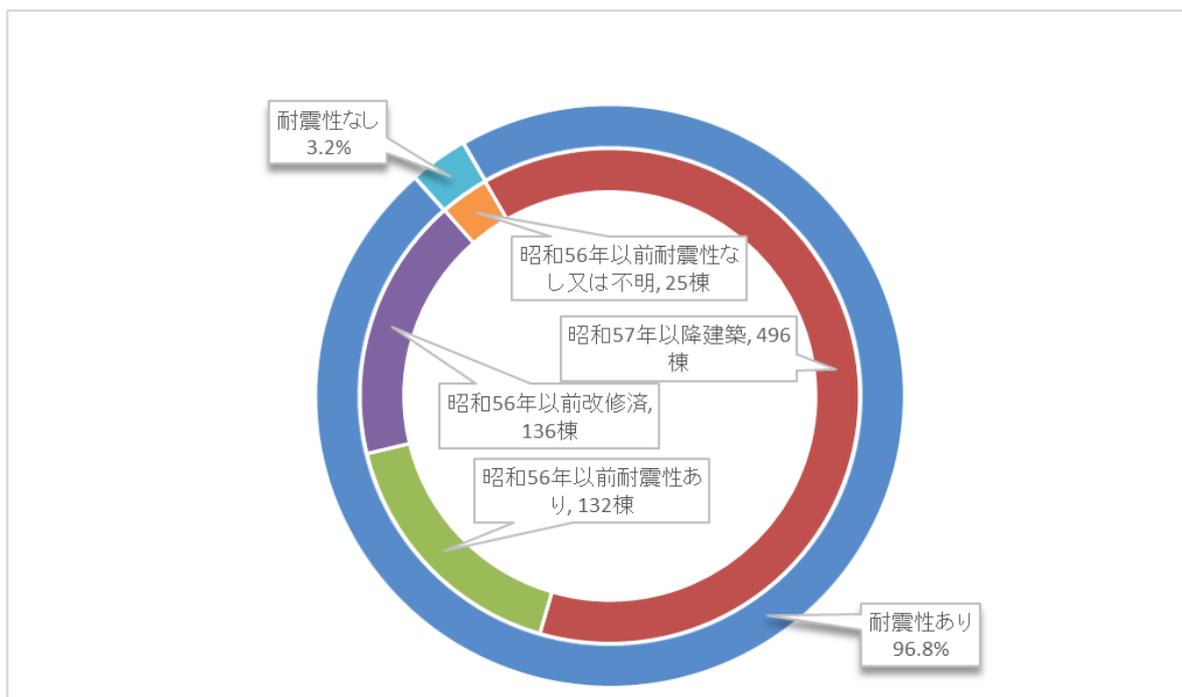


図 2-4：市有建築物の耐震化状況（R3.3.31 時点調査）

表 2-4：市有建築物の耐震化率（R3.3.31 時点調査）

（単位：棟）

市有建築物総棟数	(a)	789
昭和 57 年以降の建築	(b)	496
昭和 56 年以前の建築	(c)	293
診断の結果耐震性あり	(d)	132
改修済(耐震性あり)	(e)	136
耐震性なし又は不明	(f)	25
耐震化棟数(g=b+d+e)		764
耐震化率(h=g/a)		96.8%

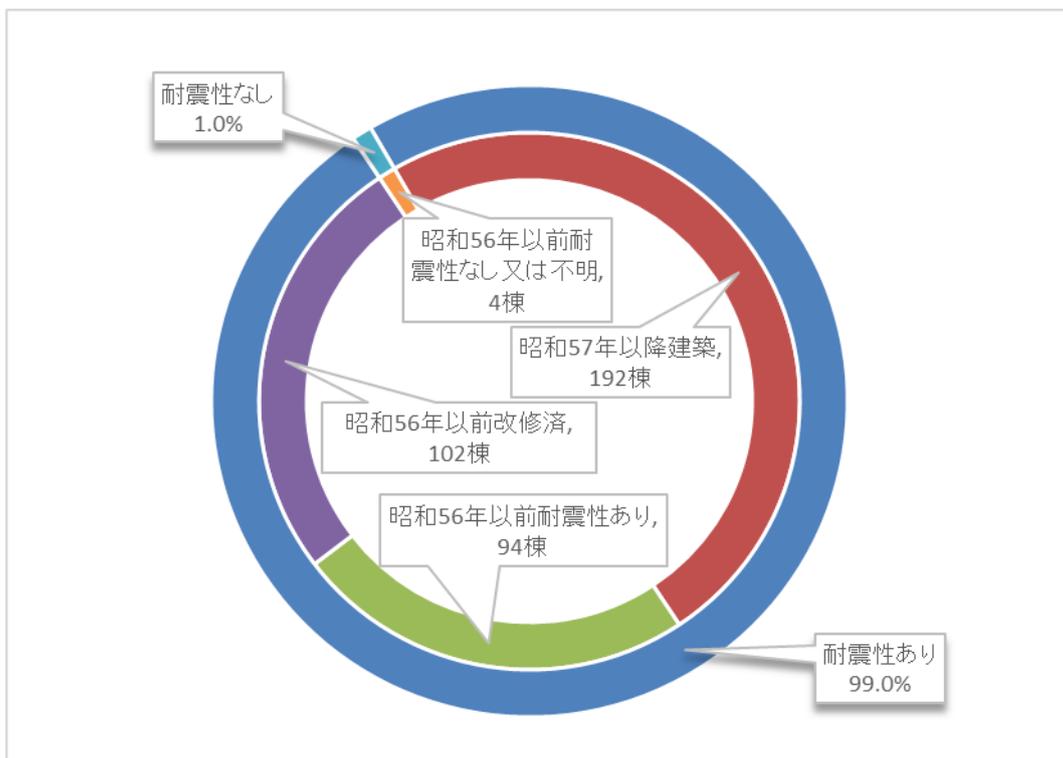


図 2-5：市有多数の者が利用する建築物の耐震化状況（R3.3.31 時点調査）

表 2-5：市有多数の者が利用する建築物の耐震化率（R3.3.31 時点調査）

（単位：棟）

市有多数の者が利用する建築物総棟数	(a)	392
昭和 57 年以降の建築	(b)	192
昭和 56 年以前の建築	(c)	200
診断の結果耐震性あり	(d)	94
改修済(耐震性あり)	(e)	102
耐震性なし又は不明	(f)	4
耐震化棟数	(g=b+d+e)	388
耐震化率	(h=g/a)	99.0%

第3章 耐震化の目標及び取り組み方針

1 耐震化の目標設定

(1) 国・県における耐震化の目標

国では、住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について、令和7年までに概ね解消することを現在の目標としています。

群馬県では令和3年4月に群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）を新たに策定し、住宅、特定建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を令和7年度までに、95%にすることを目標としています。

(2) 本市における住宅の耐震化目標

令和8年度の住宅の耐震化率の目標を95%とします。

(3) 本市における多数の者が利用する建築物の耐震化目標

令和8年度の多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%とします。

具体的には、市有施設、被災時の災害応急活動に必要な施設である避難所や、病院等及び災害時に要援護者がいる小中学校や福祉施設等は、耐震化率の目標を100%とし、多数の者が利用する建築物全体の耐震化率の目標を95%とします。

(4) 本市における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

令和8年度の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を95%とします。

(5) 市有建築物全体の耐震化目標

公共建築物については、多数の者が利用する建築物以外の建築物であっても防災上重要な役割があります。したがって、多数の者が利用する建築物以外の建築物を含めた市有建築物全体として、目標を100%とします。

表3-1：本市における耐震化率の現状と目標

区分	現状（令和2年度）	目標（令和8年度）
住宅	82.5%	95.0%
多数の者が利用する建築物	90.6%	95.0%（公共100%）
耐震診断義務付け建築物	52.4%	95.0%
市有建築物	96.1%	100.0%

2 住宅・特定建築物における取り組み

(1) 住宅における耐震化の取り組み

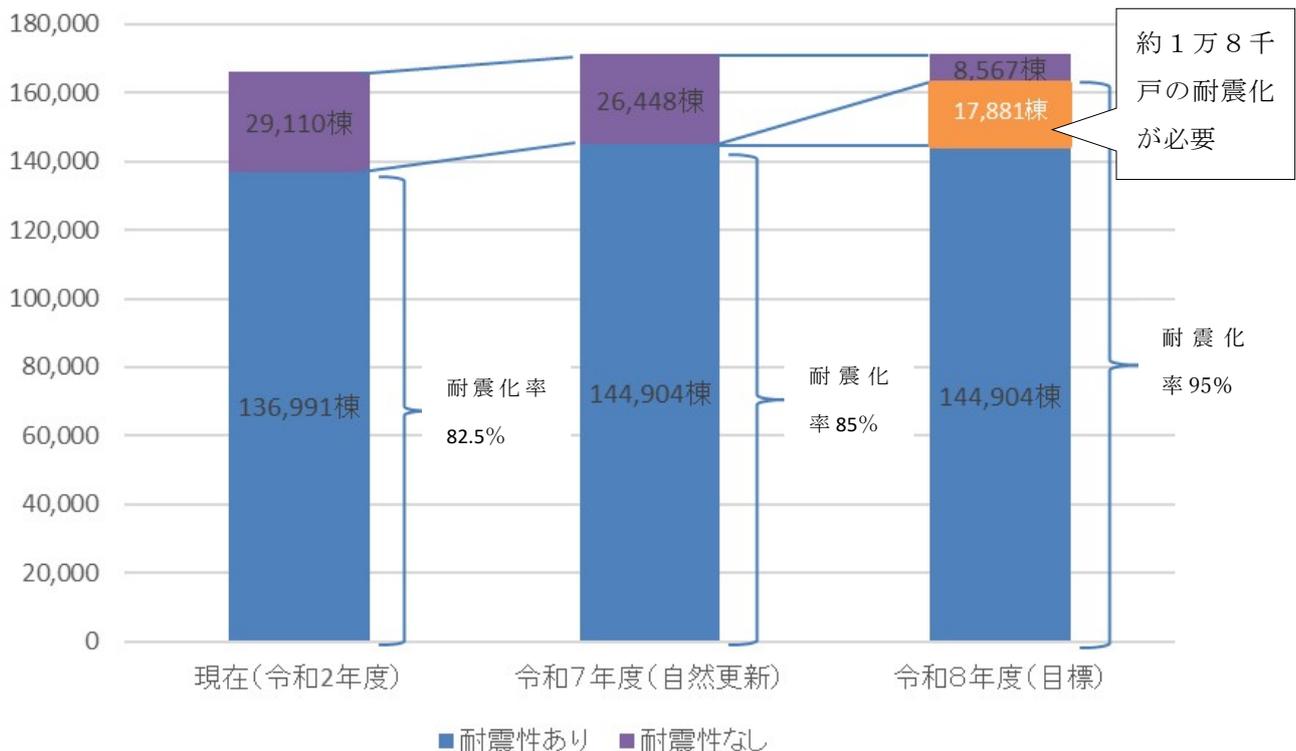
住宅において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率の見込み^{※1}は、令和7年度で85.0%になります。住宅の耐震化目標を95%とするため、自然更新に加えて、施策効果による約1万8千戸（年平均約4,470戸）の耐震化が必要となります。

上記の目標を達成するため、「前橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を別に定め、住宅耐震化の促進に取組みます。

表 3-2：住宅の耐震化の目標

現在の耐震化率 (令和2年度)	自然更新による 耐震化率の見込み (令和7年度)	目標耐震化率 (令和8年度)	目標の達成に向けて
82.5%	85.0%	95.0%	約1万8千戸の耐震化が必要
$\left\{ \frac{136,991 \text{ 戸}}{166,101 \text{ 戸}} \right\}$	$\left\{ \frac{144,904 \text{ 戸}}{171,352 \text{ 戸}} \right\}$	$\left\{ \frac{162,785 \text{ 戸}}{171,352 \text{ 戸}} \right\}$	

カッコ内の分子は耐震性のある住宅数、分母は住宅総数



※1 過去の住宅数推移の変化率から算定

(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する建築物において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率の見込みは、令和7年度で93%になります。耐震化率を95%とするため、自然更新に加えて、目標年次までに21棟の施策効果による耐震化が必要となります。

表 3-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物			
現在の耐震化率 (令和2年度)	自然更新による 耐震化率の見込み (令和7年度)	目標耐震化率 (令和8年度)	目標の達成に向けて
90.6%	93.0%	95.0%	21 棟の耐震化が必要
{ 925 棟 1,021 棟	{ 937 棟 1,008 棟	{ 958 棟 1,008 棟	

カッコ内の分子は耐震性のある建築物数、分母は建築物総数

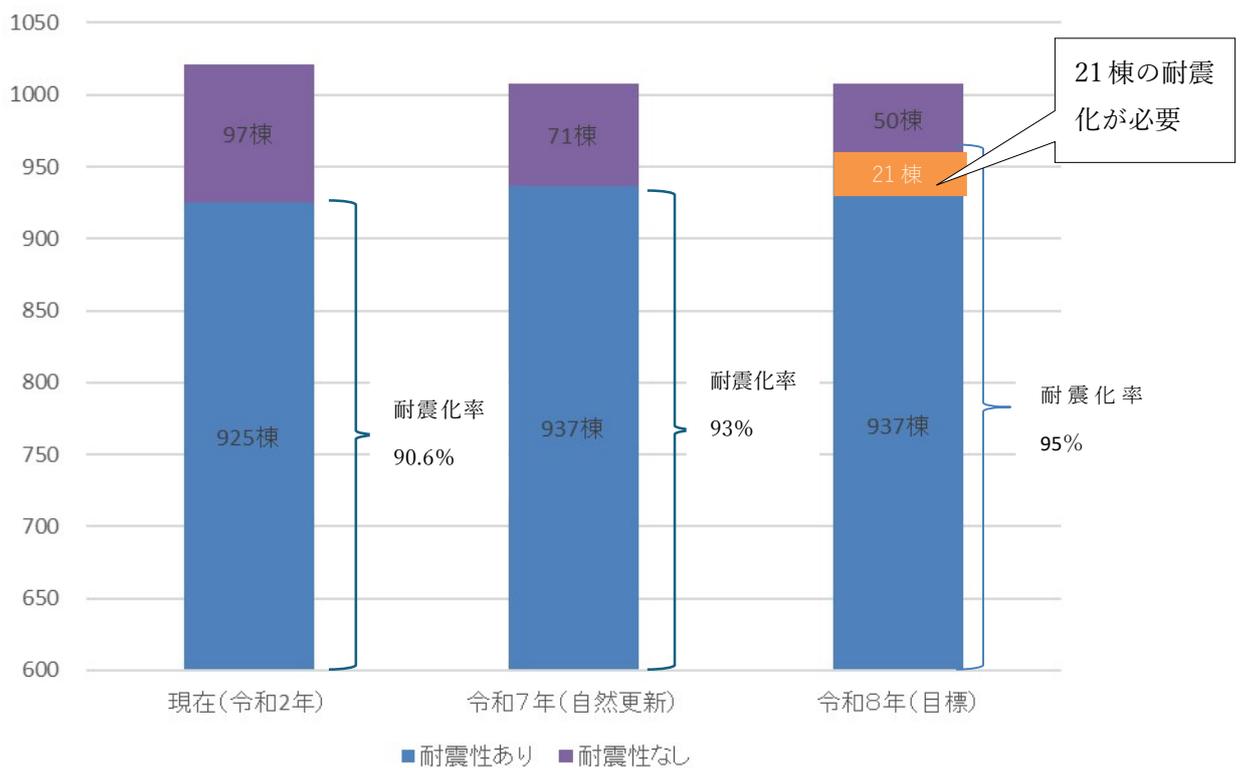


図 3-2：多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※1 過去の建築数推移の変化率から算定

3 耐震診断義務付け対象建築物における取り組み

(1) 対象建築物と目標

平成25年から、不特定多数の者が利用する大規模建築物や、避難弱者が利用する大規模建築物について、耐震診断の実施が義務付けられました。また、令和2年4月、群馬県は第1次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を耐震診断義務付け道路に指定しました。

総棟数63棟のうち、耐震化が図れているのは33棟で、耐震化率を95%とするため、目標年次までに27棟の耐震化が必要です。

表 3-4：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

耐震診断義務付け対象建築物		
(令和2年度) 現在の耐震化率	(令和8年度) 目標耐震化率	目標の達成に向けて
52.4%	95.0%	27 棟の耐震化が必要
$\left\{ \frac{33 \text{ 棟}}{63 \text{ 棟}} \right\}$	$\left\{ \frac{60 \text{ 棟}}{63 \text{ 棟}} \right\}$	

カッコ内の分子は耐震性のある建築物数、分母は建築物総数

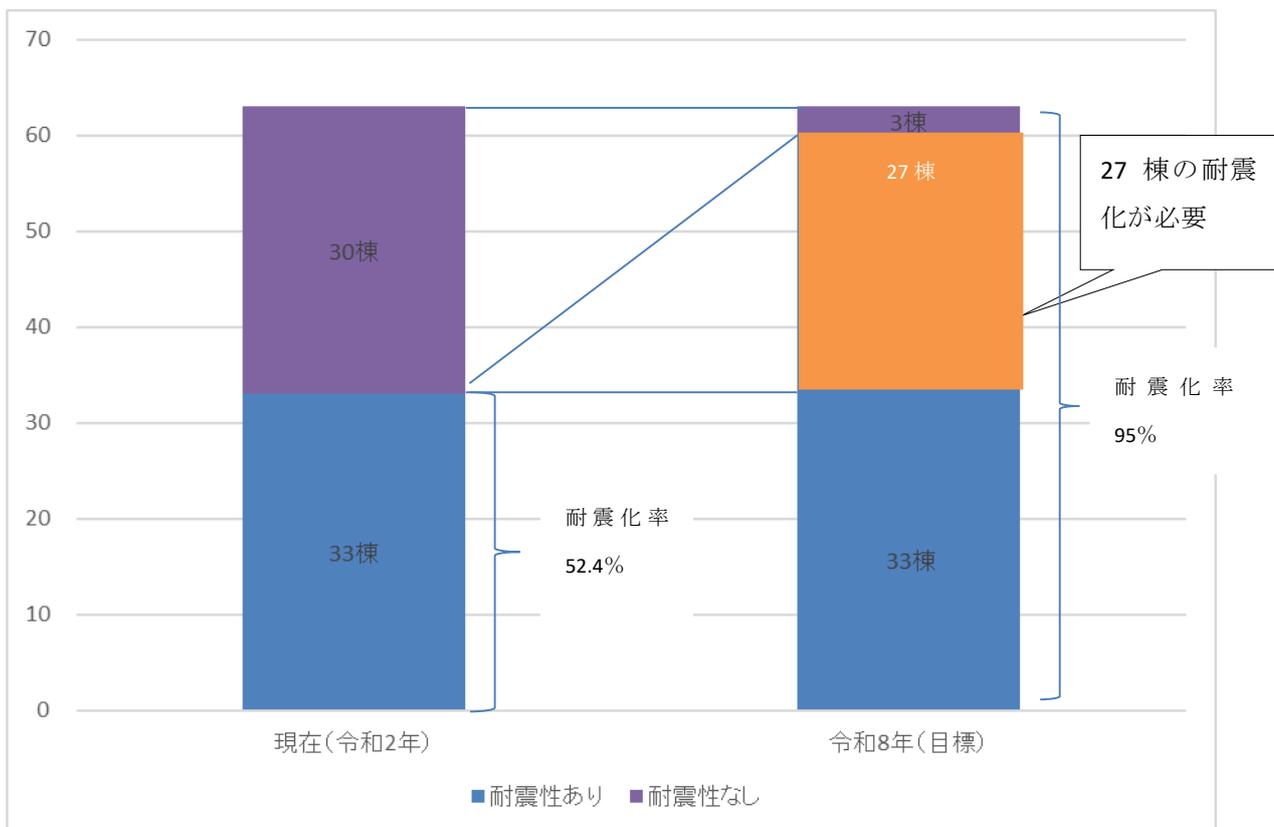


図 3-3：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

※ 対象が絞られているため、自然更新は考慮しない。

4 市有建築物における取り組み

(1) 市有建築物の分類と耐震化目標

市有建築物においては、市民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。前橋市の市有建築物についてはすべての用途で耐震化率100%を目指します。

表 3-5：市有建築物の分類と目標値

大分類	小分類	具体例	目標値
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき市有施設	1 災害対策拠点機能関係	市庁舎、消防本部、水道局庁舎、支所等	100%
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係	夜間救急診療所、消防署、保健センター等	100%
	3 避難収容施設関係	避難所指定の学校、保育所、公民館等	100%
	4 ライフライン関係	上・下水道施設、ごみ処理施設等	100%
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき市有施設	5 要援護者施設	児童館、老人福祉センター、障害者福祉作業所等	100%
	6 多数の市民が集まる施設	文化会館、図書館、資料館、体育館、プール、温泉施設、集会施設等	100%
	7 比較的滞在時間の長い施設	市営住宅、宿泊施設等	100%
Ⅲ. その他	8 その他の市有施設	事務所、調理場、消防分団、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等	100%

(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の取り組み※¹

市有の多数の者が利用する施設において、耐震性のない建築物が4棟あります。耐震化率を100%とするため、目標年次までにすべての未耐震建築物※²の耐震化を目指します。

表 3-6：市有多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	総数	昭和57年以降	昭和56年以前				現 状			目 標		
			耐震診断実施済			耐震診断未実施 (耐震性不明)	耐震性あり $g=b+c+d$	耐震性なし $h=e+f$	耐震化率 $i=g/a$	耐震化率	目標達成に必要な耐震化の棟数	
			耐震性あり	(耐震改修済あり)	(耐震改修未実施なし)							
												c
市有建築物【特定建築物】	災害対策	5	2	2	1	0	0	5	0	100.0%	100%	0
	救護対策	2	1	1	0	0	0	2	0	100.0%		0
	避難対策	185	71	38	74	2	0	183	2	98.9%		2
	ライフライン	3	3	0	0	0	0	3	0	100.0%		0
	要援護者	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%		0
	集客施設	11	7	1	3	0	0	11	0	100.0%		0
	長期滞在	178	110	59	9	0	0	178	0	100.0%		0
	その他	7	5	0	0	2	0	5	2	71.4%		2
合 計	392	200	101	87	4	0	388	4	99.0%	4		

(3) 市有建築物全体における耐震化の取り組み

市有建築物全体で、耐震性のない建築物が25棟ありますが、耐震化率を全体で100%とするため、目標年次までに25棟の耐震化が必要です。

表 3-7：市有建築物全体の耐震化の目標

区分	総数	昭和57年以降	昭和56年以前				現 状			目 標		
			耐震診断実施済			耐震診断未実施 (耐震性不明)	耐震性あり $g=b+c+d$	耐震性なし $h=e+f$	耐震化率 $i=g/a$	耐震化率	目標達成に必要な耐震化の棟数	
			耐震性あり	(耐震改修済あり)	(耐震改修未実施なし)							
												c
市有建築物【全体】	災害対策	8	4	3	1	0	0	8	0	100.0%	100%	0
	救護対策	37	33	3	1	0	0	37	0	100.0%		0
	避難対策	362	189	50	121	2	0	360	2	99.4%		2
	ライフライン	55	39	0	0	0	16	39	16	70.9%		16
	要援護者	20	19	0	0	1	0	19	1	95.0%		1
	集客施設	38	26	5	4	1	2	35	3	92.1%		3
	長期滞在	215	137	69	9	0	0	215	0	100.0%		0
	その他	54	49	2	0	2	1	51	3	94.4%		3
合 計	789	496	132	136	6	19	764	25	96.8%	25		

※¹ 耐震性の判定は、構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$ の建築物を「耐震性あり」としています。

※² 耐震化の必要な棟数には耐震診断が未実施のものも含まれているため、診断の結果によっては耐震改修が不要になる場合もあります。

(4) 市有建築物の耐震化計画実施における考え方

耐震診断・改修の計画策定にあたっては、用途による分類のほか、耐震診断の結果による危険度、施設の利用状況等を勘案しながら耐震化の順位や耐震化の方法を検討します。

また、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震以降、市有建築物のブロック塀対策について、学校等の教育施設の改修を優先とする計画を平成 30 年 10 月に策定しました。

なお、本計画に掲げる目標を達成するためには、計画の実行段階にあってその進捗状況を随時検証し、状況に応じた対策をとる必要があります。

※前橋市建築物等耐震化推進委員会

建築物の耐震改修の推進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条の規定に基づく前橋市耐震改修促進計画を策定し、建築物等の耐震改修を計画的に促進するために設置した庁内組織です。市有建築物の耐震化の促進のほか、その他の建築物の所有者等の役割や総合的かつ効果的な施策の推進について、関係課の横断的な連携を図り協議することとしています。

第4章 耐震化を促進するための総合的な施策

1 基本的な方針

(1) 基本的な考え方

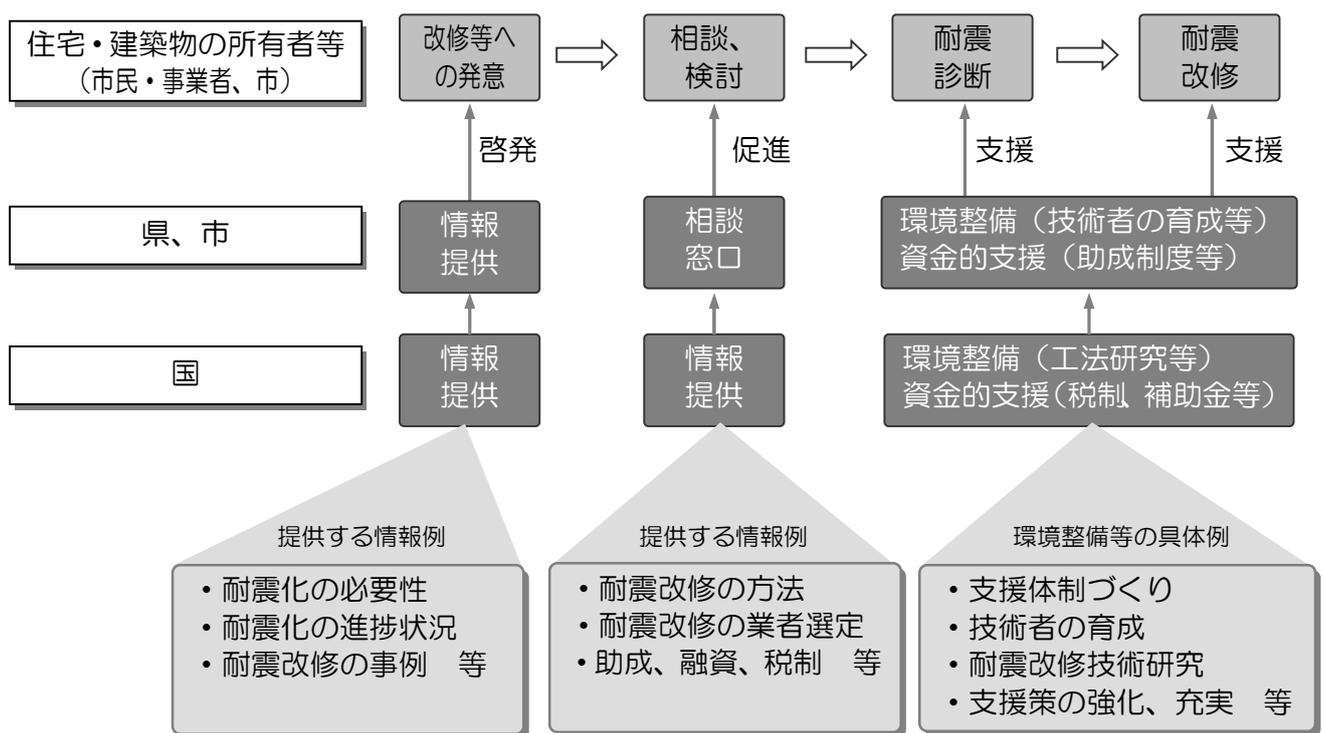
住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

(2) 住宅・建築物の所有者等が行う耐震化への支援

住宅・建築物の所有者等の耐震化の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めます。

表 4-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ



(3) 耐震化の推進のための役割分担

住宅・建築物の所有者等と国、県、市、及び建築関係団体やNPOは、それぞれ相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

市では、住宅・建築物の耐震化を促進するための支援や環境整備に取り組みます。また、市有建築物が先導して耐震性を確保することで、特定建築物全体の耐震化を推進します。

2 耐震化の促進

(1) 住宅の耐震化促進

①アクションプログラムに基づく耐震化の促進

住宅の耐震化を加速させるため、市では令和2年に「前橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、プログラムに基づいた取組みにより耐震化を促進します。

②リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいの内装や外装・水回りなどのリフォーム工事や増築等と併せて耐震改修を行うことは、工事が1回で済むことから効果的であり、費用面にもメリットがあります。

耐震改修相談会や説明会において、リフォーム工事との一体的な改修にメリットがあることを説明し耐震化を推進します。

③建替えの促進

耐震性が低い住宅には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが多いことから、耐震改修の促進と併せて、耐震性が低い住宅の建替えを促進します。

④空き家の耐震化促進

令和2年度の前橋市内における空き家の棟数は約6,000棟となります。耐震性が低い空き家は、居住者がいないことから地震により倒壊した場合に居住者が被害に遭うことはありませんが、近隣の建物に被害を及ぼすことが考えられます。また、倒壊により避難路等を閉塞する可能性もあり、円滑な避難の妨げにもなることも考えられます。

そのため、市の空き家政策と連携し、空き家の有効活用に合わせて耐震改修を行い、老朽化した空き家は除却するなど、地震被害の軽減に向けて取組み耐震化を促進します。

⑤住宅減災化の促進

住宅の耐震化は、地震による倒壊等の被害から居住者の命や財産を守ることが目的となりますが、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

しかし、すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から命を守るために、住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」も重要であると考えます。そのため、市では住宅の耐震化促進と併せて、住宅の「減災化」を目的とした施策として、耐震シェルター等の設置の促進や居住者の実情に合った耐震改修を促進します。

○耐震シェルター等の設置の促進

住宅の所有者の経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が出来ない場合などは、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。そこで、地震による住宅の倒壊から居住者の命を守るために、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

(2) 民間建築物の耐震化(特定既存耐震不適格建築物・要緊急確認安全大規模建築物)

広報まえばしや市ホームページ等を通じて、広く一般市民へ向けて耐震化の必要性について広報を行うとともに、耐震性の低い建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修の実施を促したり、ダイレクトメール等により情報提供を行うなど耐震化の普及啓発を行い耐震化を推進します。

(3) 市有建築物の耐震化

市有建築物は地震発生後の災害対策や避難・救護を図るための重要な役割があり、早期に耐震化を完了する必要があることから、本計画の期限内に耐震化が完了するよう、施設所管課・財政課等の関係課へ耐震化を働きかけて耐震化を推進します。

(4) 市有建築物のブロック塀対策

ブロック塀等が倒壊すると、通行者が下敷きになる場合があることから、早急に安全性を確保する必要があるため、通学路等道路沿いの市有建築物のブロック塀等の安全確保対策を推進します。

(5) 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

①通行障害建築物

耐震改修促進法においては、地震時に建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下、「通行障害建築物」という。）のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下、「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路を指定することができるかと規定されています。

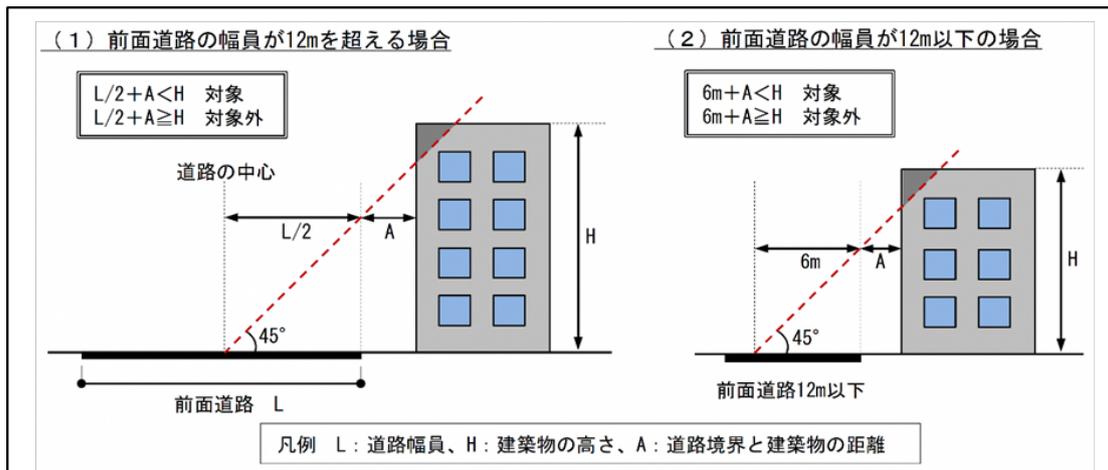


図 4-1：通行障害建築物の対象となる要件

②通行障害建築物の対象とすることが可能となったブロック塀

平成 30 年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行なうことで、安全確保対策を進めることとします。

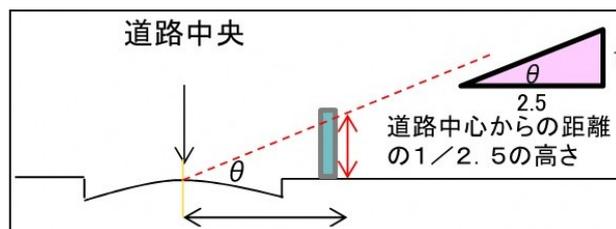


図 4-2：通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

③緊急輸送道路

県では、地震発生時に通行を確保すべき道路として、群馬県地域防災計画で定める群馬県緊急輸送道路を定め、平成30年3月に見直しが完了しました。

緊急輸送道路は地震発生時に通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、市民の避難や緊急車両の妨げが発生しないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

④耐震診断義務付け道路

県では、第一次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路として指定し、令和2年4月1日から避難路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震診断の義務付けを行いました。本市における耐震診断の義務付け道路は国道17号（上武道路含む）及び国道50号となり、本市への診断結果報告期日は令和5年3月31日までとしています。耐震診断義務付け道路沿道建築物については、報告期日後に市のホームページにおいて、耐震診断の結果の公表を行います。また、対象建築物の耐震診断・耐震改修等を行う所有者に対し、県と連携した補助事業により支援を行い、耐震化を推進します。

また、市では本計画において、県道足門前橋線（問屋町交差点から市境まで）を耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき、令和4年4月1日より耐震診断義務付け道路として指定し、当該道路沿道の通行障害既存不適格建築物の耐震診断の義務付けを行います。本市への報告期日は令和6年3月31日とし、報告期日後に耐震診断結果の公表を行います。また、対象建築物の耐震診断・耐震改修等を行う所有者に対し、補助事業等による支援を行い、耐震化を推進します。

⑤耐震診断努力義務付け道路

県では、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく耐震化努力義務付け道路として指定しました。県と連携し、対象建築物の特定を進め、耐震診断・耐震改修の促進に努めます。

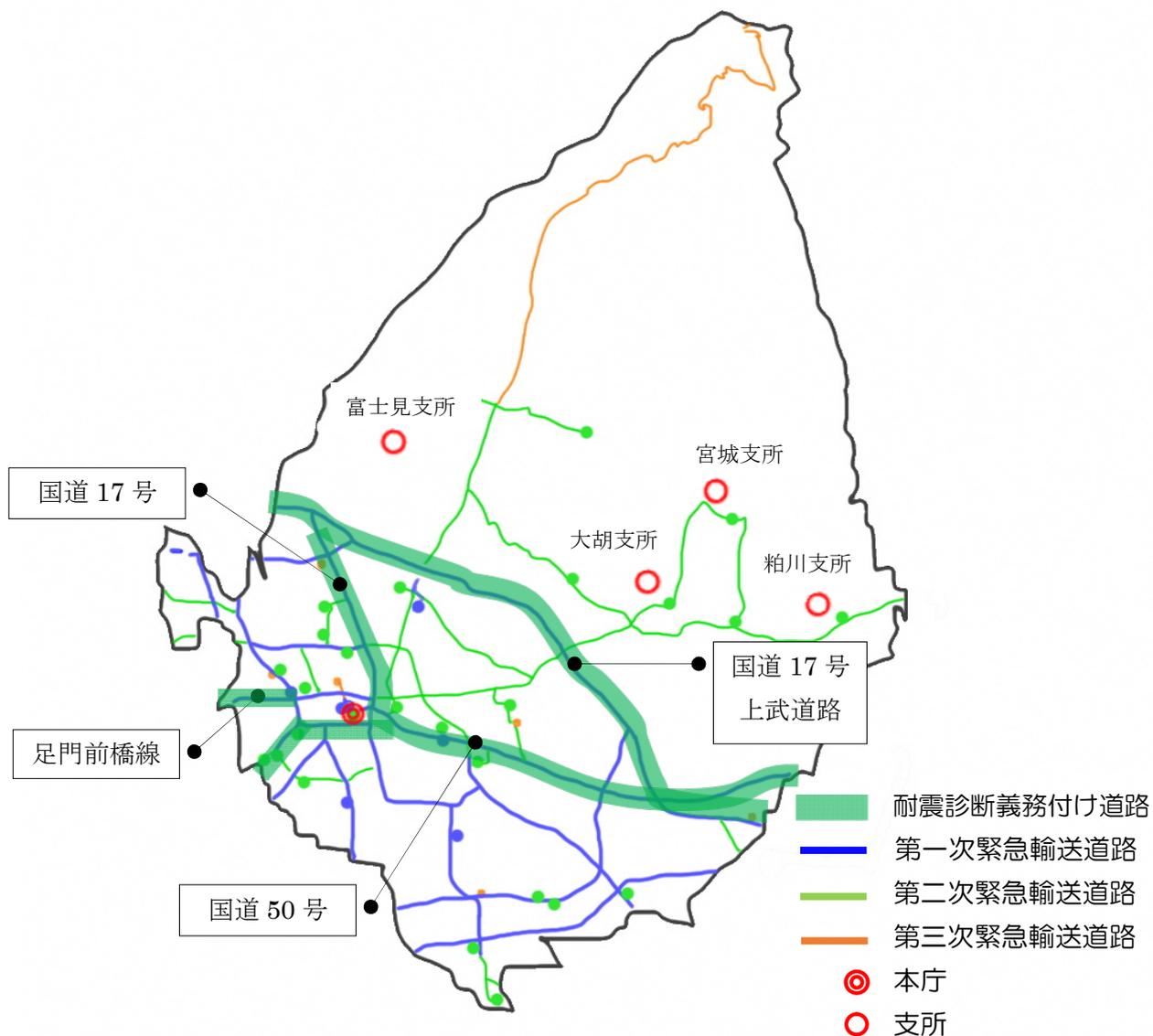


図 4-3：群馬県緊急輸送道路及び耐震診断義務付け道路（前橋市内概観）

3 耐震化に関する啓発、知識の普及

(1) アクションプログラムに基づく普及啓発

アクションプログラムにおける「普及啓発」として、①住宅所有者に対する直接的な支援、②耐震診断実施者に対する耐震化推進、③改修事業者の技術力向上等、④一般市民への周知及び普及を位置付け、継続的に取組を行います。

① 住宅所有者に対し直接的に耐震化を促す取り組み

固定資産税納税通知書封筒の裏面に耐震診断・耐震改修について掲載することや、昭和56年以前に造成・分譲された住宅団地を対象にダイレクトメール等の送付を行う。

② 耐震診断実施者に対し耐震改修を促す取り組み

過去に耐震診断を実施したものの、耐震改修を行っていない住宅所有者を対象に耐震改修無料訪問相談を実施する。また、耐震改修費補助事業の募集に合わせて、耐震説明会・相談会を行う。

③ 改修事業者の技術力向上等

改修事業者を対象とした耐震講習会を県と共同で開催し、改修事業者の育成を行う。さらに、改修事業者リストを県と共同で作成し公表する。

④ 一般市民への周知及び普及

耐震改修の必要性を広く周知するため、広報紙への掲載、パンフレット・チラシの配布を行う。また、耐震説明会・相談会の開催や出前講座を通じて耐震支援策について周知・普及を行う。

(2) 地域の危険性に対する意識啓発

市では（前橋市総合防災マップ）をホームページに掲載しています。これにより、地震被害に関する知識の普及・啓発を図り、事前の備えに役立てていただくことを目的に積極的に活用を図ります。また、避難場所、官公庁、消防署、警察署、病院のほか耐震性貯水槽の設置場所などを表記した前橋市防災マップを全戸に配布しています。



図 4-4：地域防災マップ一部

(3) 耐震診断および耐震改修に係る相談窓口の設置

地震に耐える住まいづくりの推進を図るため、平成8年4月より耐震改修相談窓口を設置しています。この相談窓口では、耐震診断や耐震改修の補助事業に関する相談や耐震改修促進法に関する相談を受けています。

また、リフォームや改築時に耐震改修を実施することで、別々に工事を行うよりも、費用や工期の面でより効果的なものとなることから、リフォームに関する補助制度などとの連携により、状況に応じた柔軟な対応に努めます。

また、市民が多く集まるイベントにおいて耐震改修相談コーナー設置するなど、相談窓口の充実にも努めるとともに、民間事業者等が開催するフェアを通じて情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を進めます。

【耐震診断・耐震改修に関する相談窓口】

ぐんま住まいの相談センター	TEL027-210-6634
一般社団法人群馬建築士会 前橋支部	TEL027-252-3051
一般社団法人群馬県建築士事務所協会 中央支部	TEL027-255-1333
一般社団法人群馬県建設業協会 前橋支部	TEL027-252-3051
一般社団法人群馬県木造住宅産業協会 前橋支部	TEL027-221-1113

【市役所の相談窓口】

前橋市 都市計画部 建築指導課
前橋市役所7階 TEL027-898-6752

(4) 出前講座*の開催

平成11年度より、「わが家の耐震知識」や「災害に強いまちづくりを目指して」などの出前講座を開催し、耐震診断・改修に関する気運の醸成や防災知識の普及を図ってきました。今後も引き続き事業の充実に努めます。

【近年の出前講座の開催実績】

- ・講座「わが家の耐震知識」及び「災害に強いまちづくりを目指して」の開催実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
回数	2	1	0	2	0	0

(5) 耐震化に係る事業、耐震改修促進税制の周知

「広報まえばし」やホームページ (<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>)、パンフレットを活用して、耐震診断・改修の必要性のほか、市の支援制度等、耐震化に係る事業や耐震改修促進税制の周知を図ります。

(6) 低コスト耐震改修の普及

詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や安価な耐震補強法などについて、パンフレットやインターネット、公民館などでの資料展示等による情報発信に取り組み、耐震改修の費用負担の軽減を図ります。

※出前講座

市が行っているさまざまな仕事の内容や専門知識を、「学習講座」という形で担当職員が「出前」（お届け）し、一緒に学習するもの。令和2年度現在、約90の講座があり、おおむね10人以上のグループで申し込みができます。

4 耐震化を促進するための支援策

(1) 木造住宅耐震診断者派遣事業

市では、木造住宅に対して耐震診断者派遣事業を平成 18 年度から実施し、耐震診断実施の促進を図っています。

【事業実績】

平成 28 年度	33 件	平成 29 年度	24 件	平成 30 年度	20 件
令和 1 年度	15 件	令和 2 年度	26 件	令和 3 年度	19 件

【事業概要】

対象となる建物	イ 昭和56年5月31日以前に着工していること ロ 木造在来軸組構法で建築された平屋建て又は2階建て ハ 一戸建て住宅又は併用住宅（1/2以上が住宅）
耐震診断を行う者	（一社）群馬県建築士事務所協会に登録された建築士の資格を持つ木造住宅耐震診断調査資格者
耐震診断の内容	耐震診断調査者が設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無等について一般診断
必要な図書	確認通知書及び添付図書又は壁の位置が明示された平面図
耐震診断の費用	耐震診断費・・・個人負担なし 交 通 費・・・個人負担あり（千円）
募集の時期	年3～4回 期間を設定し集中的に募集

(2) 耐震診断済住宅無料訪問相談事業

市では、木造住宅耐震診断者派遣事業を利用して耐震診断を実施した建物所有者を対象に、無料訪問相談事業を令和2年度から実施し、耐震改修工事の促進を図っています。

【事業実績】

令和 2 年度	26 件	令和 3 年度	19 件
---------	------	---------	------

【事業概要】

対象となる建物	前橋市木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断を行った建物
訪問相談を行う者	（一社）群馬県建築士事務所協会に登録された建築士の資格を持つ木造住宅耐震診断調査資格者
訪問相談の内容	耐震診断結果の説明や耐震改修の方法や費用について
訪問相談の費用	訪問相談費・・・個人負担なし 交 通 費・・・無 料（※訪問相談のみの場合は千円）
募集の時期	・基本的には木造住宅耐震診断者派遣事業で行う耐震診断とセットで行う ・過去に木造住宅耐震診断者派遣事業で耐震診断を行った場合は、ダイレクトメール等で無料訪問相談の案内を送付し希望を募る

(3) 木造住宅耐震改修費補助事業

市では、木造住宅に対する耐震改修費の助成を平成20年度から実施し、耐震改修工事の促進を図っています。

【事業実績】

平成28年度	3件	平成29年度	3件	平成30年度	3件
令和1年度	3件	令和2年度	3件	令和3年度	4件

【事業概要】

対象となる建物	耐震診断の結果、耐震性に係る上部構造評点が1.0未満の木造住宅
対象となる工事	耐震性に係る上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事
補助額	耐震改修に係る費用（設計、工事、工事監理費）の4/5 ただし、100万円を上限とします。

(4) 耐震シェルター等設置補助事業

市では、耐震シェルターや耐震ベッドなどを設置する費用の助成を平成29年度から実施し、命を守る住まいの補強を推進しています。

【事業実績】

平成29年度	0件	平成30年度	0件	令和元年度	0件
令和2年度	0件	令和3年度	0件		

【事業概要】

対象となる建物	前橋市木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、耐震性に係る上部構造評点が1.0未満の木造住宅及び、1階に耐震シェルター等を設置できる住宅
対象となる工事	耐震シェルターまたは小型耐震シェルターの設置
補助額	耐震シェルター等設置に係る費用（本体費用、設置費用）の2/3 ただし、30万円を上限とします。

(5) 生垣づくり奨励金事業（ブロック塀撤去）

市では生垣づくり奨励金により生垣づくり及びそれに伴うブロック塀等の撤去に対する助成を昭和55年から行っており、制度の周知と活用の促進を図ります。

【生垣づくり奨励金 事業実績】

平成23年度～令和2年度	84件	延長1195.42m
--------------	-----	------------

【事業概要】

交付対象	これから新たに生垣づくりを行う市民、 又は既存の囲障に替えてこれから生垣づくりを行う市民
交付金額	1 生垣用の樹木購入費に相当する額の2/3を交付 (上限は8万円)

	<p>※樹木単価については、お買い求めになる価格と市で定める標準単価の安い方を採用します。</p> <p>2 既存の囲障を取り壊して、新たに生垣を植栽する場合には、実費を超えない範囲で交付（上限6万円、取り壊し前の写真が必要）</p>
適用区域	<p>1 市街化区域内、用途地域指定区域内、及び地方公共団体の造成した団地のうち、幅員4メートル以上の公道に面した部分</p> <p>2 上記地域以外の国道、県道に面した部分、及び都市計画区域内の幅員6m以上の市道に面した部分</p> <p>※土地区画整理施行区域で仮換地指定未完了区域については除きます。</p>
生垣の基準	<p>1 植栽する樹木の高さは、約0.6mとする。</p> <p>2 公道に面する生垣の延長は、2m以上とする。</p> <p>3 樹木の植栽数は、1m内に3本以上とする。ただし、樹木の葉張りが50cm以上のものを使用する場合又は樹木の種類によってはこの限りではない。</p> <p>4 植栽する樹木は、市が奨励する樹種から選択して購入するものとする。</p>
問合せ先	<p>前橋市 建設部 公園緑地課 前橋市役所8階 TEL 027-898-6842</p>

5 総合的な安全対策に関する取り組み

(1) 家具転倒防止

阪神・淡路大震災の犠牲者の多くは、建物の中で転倒家具による圧死が約90%でした。(1995.3.15現在。兵庫県警察本部による)。また、負傷者のなかには、建物に特別な被害がないにもかかわらず家具の転倒や散乱による逃げ遅れや、室内で負傷した方が多数含まれています。

市では、出前講座「わが家の耐震知識」を通じて、家具の転倒防止に関する知識の普及、啓発を図っていますが、今後も、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) 落下物対策

福岡県西方沖地震(H17.03)では、オフィスビルの窓ガラスが飛散し、危うく大惨事に至るところでした。窓ガラスや屋外看板、外壁等の落下により路上の通行人等に死傷者が発生したり、避難や救助活動の遅延にもつながります。

また、宮城県沖地震(H17.08)では、スポーツ施設の天井が落下し多くの負傷者が発生しました。大地震の発生により建物本体が損壊しなくても、天井等の非構造部材が落下・崩壊するなどによる多くの被害発生が想定されます。

市では、既存建築物の窓ガラスの地震対策及び外壁材の落下防止対策、広告板の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について、国土交通省の定めるところにより現地調査を行い、落下のおそれがあるものについては、建築物の所有者等に対して改善指導を実施しています。

今後も、定期的な調査による現況の把握のほか、定期報告制度*などの機会を利用し、指導助言を行います。

市有施設については、窓ガラスの落下防止部材の取り付けや、特定天井の耐震改修工事などに計画的に取り組んでいきます。

(3) エレベーター閉じ込め防止対策

千葉県北西部地震(H17.07)では、首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しました。

こうした被害が発生しないよう、建築基準法第12条第3項に基づく、エレベーターの所有者に対して定期点検の報告を求めていくとともに、既存エレベーターに対する閉じ込め防止装置の設置の働きかけや、安全性の周知、建物管理者・保守会社等や消防との連携による救出・復旧体制の整備などを進め、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

市有施設についても、自動着床装置を導入するなど、計画的に対策を進めていきます。

※定期報告制度

建築基準法第12条第1項、第3項により定められている制度です。特定行政庁(建築基準法に基づく許可や認可等を行う権限を持つ行政庁。県内では前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市が該当)が指定する特殊建築物等の所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)は、定期的に「調査(検査)資格者」によりその建築物を調査(検査)し、その結果を特定行政庁に報告しなければならないことになっています。

(4) ブロック塀の安全対策

地震発生に伴いブロック塀等（コンクリートブロック、石材等を用いて築造した塀（門柱を含む。）をいう。）が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

そのため、ブロック塀等の倒壊の危険性について、パンフレットの配布やホームページ等において市民に周知します。また、正しい施工技術や補強方法の普及を図り、地域からの耐震化促進の取り組みを推進していきます。特に、通学路や避難路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進します。

(5) がけ崩れ等による被害の軽減

大規模地震に伴うがけ崩れや土砂の流出による建築物や宅地の被害を軽減するため、土砂災害特別警戒区域※に指定される場合、がけ地近接等危険住宅移転事業※等の活用を検討します。

※土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的として知事が指定する区域をいいます。区域に指定されると、次のような事項があります。

- 住宅宅地分譲などの特定の開発行為には許可が必要となります。
- 居室を有する建築物は安全であるかどうか建築確認がされます。
- 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

なお、前橋市内に指定区域はありません。

※がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険な住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対して補助金を交付する制度です。

6 所有者に対する指導等

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁である前橋市は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認められた場合は、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うことができます（耐震改修促進法第15条第1項）。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示をすることができます（同条第2項）。さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由なく、その指示に従わない場合は、その旨を公表することができます（同条第3項）。

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確に示したうえで実施します。

また、耐震診断義務付け対象建築物については、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告対象建築物となっていることの周知を行います。また、期限までに報告しない所有者に対しては耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を促し、その後報告がない場合は耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、耐震診断結果については、市ホームページで公表を行います。（耐震改修促進法第8条第1項）

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告、命令等

耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁が当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう指導及び助言を行ったにもかかわらず、その後改善が見られない場合は必要な措置を取るよう命令を行います（建築基準法第10条第3項）。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告（同条第1項）やその勧告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行います。なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことがその利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるかの周知を図ります。

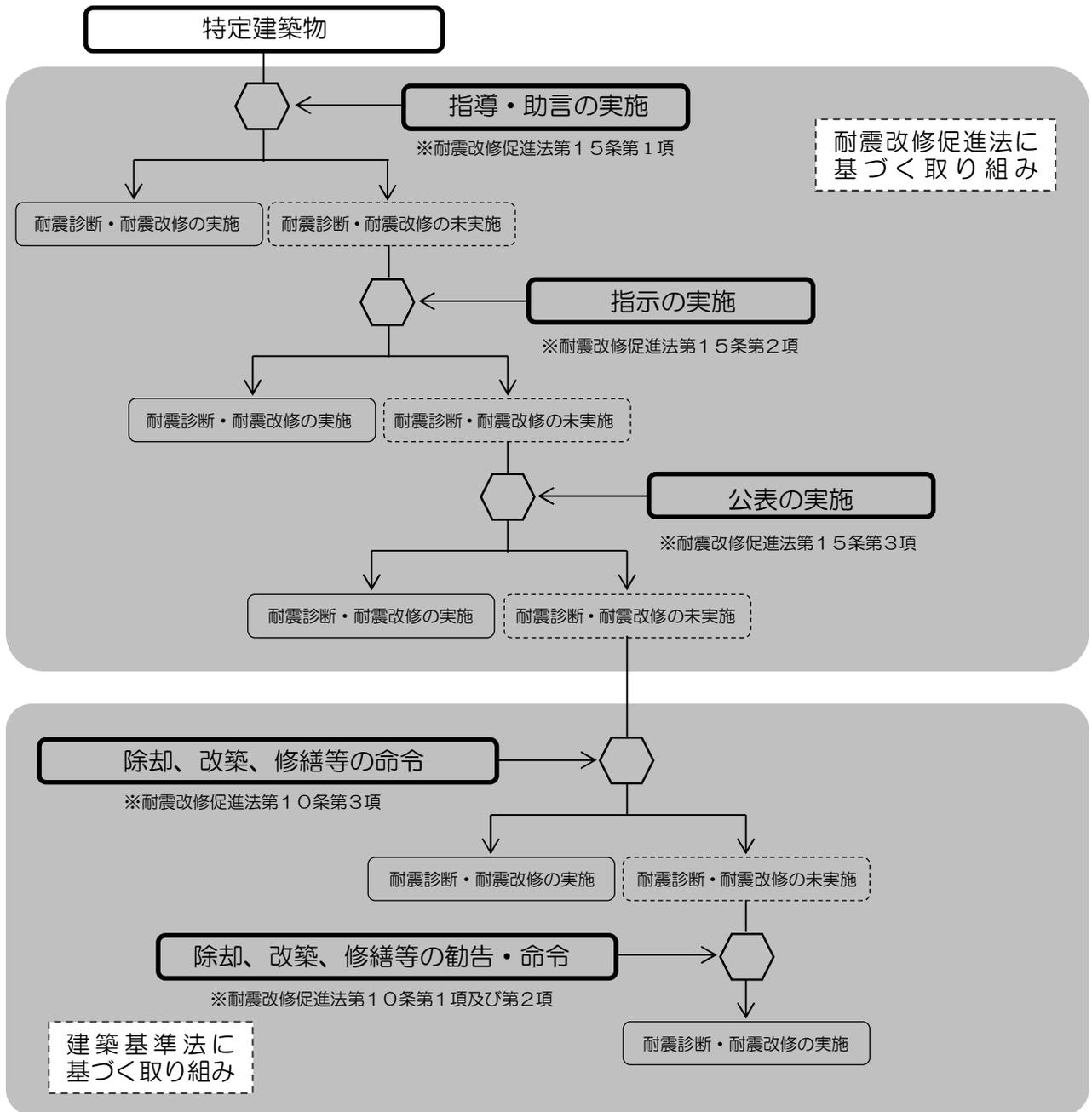


図 耐震診断及び耐震改修に関する指導等の流れ

7 その他、耐震改修等を促進するための事項

(1) 市民相談体制の充実

市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を設けます。耐震相談窓口では、以下の事項に関する情報提供を実施します。

- ・耐震診断等の助成制度の概要、税制措置等
- ・木造住宅の耐震性に関する簡単な自己診断方法
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報 など

(2) 専門家や事業者の人材育成

市は県に協力し、建築士などの専門家や事業者に対して、適切に耐震相談に答えられるよう、地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向けたセミナーや講習会を開催します。

(3) 地域における地震防災対策の取り組みについて

地域の自主防災会（R4.2.28現在、285自治会のうち244自治会で設立、設立率85.6%）で行う防災訓練や地域における地震時の危険箇所の点検など、防災活動に対する支援や災害応急対策に必要な資機材の購入に対する助成を行っています。

(4) 新築の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。

(5) 地震保険の活用

地震により建物が倒壊や損壊した際、地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できます。そのため、パンフレットの配布等により地震保険の普及・啓発に努めます。

第5章 耐震診断及び耐震改修を促進する体制づくり

1 市・県・関係団体等との連携や役割分担

(1) 基本的な考え方

耐震化の促進は、住宅・建築物の所有者等の自助努力が重要となります。所有者の耐震化に対する知識や意識の向上を図るため、県や各種関係団体との連携・役割分担により耐震化を進めます。

①住宅・建築物の所有者等の自助努力で耐震化を図ること

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題と意識して取り組むことが不可欠となります。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮しなければなりません。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

②行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援

市は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化の取組みを支援する観点から、県や国と連携し所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度活用を推進を行います。

③建築士や施工者が活躍できる環境を整備

住宅や建築物の耐震化の促進には、建築士や施工者の協力が不可欠です。県との連携を図りながら建築士や施工者が、耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

④自主防災会の活動を支援

市は、自主防災会の取組みを支援し、活性化する観点から、防災関連用品の購入費用、災害用備蓄資機材の購入にかかる費用等、訓練にかかる費用の一部を補助します。

参考

1 特定既存耐震不適格建築物一覧（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件(法第14条)	指示※対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件(法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件(法附則第3条・法第7条)			
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校	階数が2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数が2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数が2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)			
	上記以外の学校	階数が3以上かつ1,000㎡以上					
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数が1以上かつ1,000㎡以上	階数が1以上かつ2,000㎡以上	階数が1以上かつ5,000㎡以上			
多数者が利用する建築物(令和法第14条第1号)	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
	病院、診療所						
	劇場、観覧場、映画館、演芸場						
	集会場、公会堂						
	展示場						
	卸売市場						
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗						
	ホテル、旅館						
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿						
	事務所						
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
	幼稚園、保育所				階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館						
遊技場							
公衆浴場							
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗							
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの							
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物							
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以上に存する建築物				
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)				
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物				

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

要安全確認計画記載建築物(法第7条)

2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

i) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万m ³
⑥圧縮ガス	20 万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇薬 200 t

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120kg。

3 耐震改修促進計画に関する法律

i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機

構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限
（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、

その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又

はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

□ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号口及び第六号口において同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

□ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

□ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

□ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、

同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対す

る安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勸案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一

条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交

通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。

この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が 12m以下のときは 6mを超える範囲において、当該前面道路の幅員が 12mを超えるときは 6m以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が 12m以下の場合 6m

ロ 当該前面道路の幅員が 12mを超える場合 当該前面道路の幅員の 1/2 に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが 25m（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、8m以上 25m未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道

路の幅員の1/2に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては2m以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これらに類する構造のものを含む。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

ル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に

応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建

建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。
(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成八年三月三十一日政令第八七号) 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年八月二十九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月一日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の

規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（職員の引継ぎ）

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専ら従事していると認められる都の職員（以下この条において「特定都職員」という。）は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年一月一〇日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二政令第五五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四政令第四一二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年十一月三〇日政令第三二三号）

この政令は、改正法施行日（平成三十一年一月一日）から施行する。

iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。